

平成28年2月市会代表質疑要旨

久保 勝信 議員（公明）

山科区選出の久保勝信でございます。湯浅光彦議員、日置文章議員に引き続き、市政一般について質問を行います。市長、並びに副市長、関係理事者の皆様の誠意ある、ご答弁を、期待致します。

（安心して学べる環境づくりについて）

まず始めに、「全ての子どもたちが安心して学ぶことのできる環境づくりのための取り組み」について、伺いを致します。

昨年、新しい教育委員会制度に変わり、新「教育長」の設置がされ、在田教育長が就任され、間もなく1年を迎えられます。就任当時のマスコミのインタビューなどでも、「恵まれない子どもたちに、できる限りの支援を行うのが、公教育の最も大きな役割のひとつである」と、語られました。

今、特に、家庭の経済状況の差が、学力の差として現れていることが課題となる中で、学習が困難な生徒の学力を保障するための取り組みとして、「未来スタディサポート教室」に着手をされ、中学1年～3年生の学習が遅れがちな生徒に対して、国語、数学、社会、理科、英語を、1年間を通じて、放課後に学習するという取り組みを、現在、31校で実施をして頂いております。この事業には、各校10人程度の生徒が参加をし、大変好評であり、“勉強してわかる喜びや楽しみが実感できている”と伺っております。どうか、全校実施へ向けての取り組みをお願い申し上げます。

また、この経済格差と学力格差の問題と同様に、子どもたちを取り巻く今日的な課題として、不登校の問題があります。

全国的にも、最新のデータでは、25年度から26年度で小中学校の不登校児童生徒が、約3,200人増加して、12万人を超える数値となっております。

毎年新規で不登校になる生徒が、約6.2万人いるといわれ、前年の40%が復帰しますが、前年と合すと12万人を超え、この新規で不登校になる約6.2万人の生徒を、いかに減らすかが、今、国においても、大きな課題となっていると、伺っております。

また、それに加えて、約4.2万人の生徒が、問題を解決できないままに、義務教育を終えてしまっているという現状があります。

本市においても、この5年間900人台で推移するなど、依然として高止ま

りの状態にあります。不登校の定義は、年間で30日以上休むということであり、それ未満を含めると、非常に多くの困りを抱える児童生徒がいるということでもあります。

そうした中、私共、公明党議員団においても、国本友利議員、川嶋優子議員をはじめ、これまでからも、不登校の課題解決に向けて、困りを抱える児童生徒と、家庭への支援をするための、様々な取組を訴えてまいりました。

学校での専門的な知識を持ったスクールカウンセラーや福祉機関との連携を進めるスクールソーシャルワーカーの配置拡大をはじめ、思春期の子どもを持つ保護者を対象とする、子どもの関わり方の参考となる冊子の作成や、地域社会から孤立しがちな家庭に対する訪問型の家庭教育支援の充実など、具体的な提案を行い、今、教育委員会においても着実に取り組みを進めて頂いているところであります。しかし、私自身、地元山科で、市民相談などで、いろいろお伺いする中で、子どもたちが抱える困りや、悩みを解決することの難しさを本当に、実感しており、不登校の未然防止はもちろん、不登校になった子どもたちの心のケアや、居場所づくりには、家庭と地域、学校そして関係機関・団体が一層連携して、地道な取り組みを積み重ねなければならないと思います。そこで、

- 1 支援が届きにくい家庭に対して、地域人材を中心にきめ細やかな活動を組織的に行う仕組みを進めていくためにも、教育相談や子育て・児童相談も含めた一元化総合窓口を区レベルに、新たに設けるとともに、家庭教育支援については、地域・関係機関・団体が入った「家庭教育支援チーム」をつくり、支援・啓発、相談による見守り体制をつくり、地域課題に応じた、柔軟な取組みが重要であることを、提案いたします。

子どもたちが直面する課題やその背景は、ますます複雑、多様化するなかで、これからも、子どもたちが安心して生活し、学ぶことのできる環境づくりを進めて頂きたいと、考えておりますが、教育長のご所見をお伺い致します。＜教育長答弁＞

(障害を理由とする差別の解消について)

次に、障害を理由とする差別の解消に向けた取り組みについて、お伺いを致します。

2006年12月、第61回国連総会において、障がい者への差別をなくし、社会参加を促す「障害者権利条約」が全会一致で採択をされ、2008年5月に発効されました。

この条約は、締結国に対して、障がい者が健常者と同等の権利を得られるよう、立法措置を行うことを義務付けているほか、誰もが有する教育や、健康、就職、結婚などの権利を保障するよう求めています。また、障がいの重さは、個人の側ではなく、社会との相互作用によって決まるとする理念に

立ち、障がい者が暮らしやすいかどうかは、社会の側に責任があるというのが、新しい国際ルールとなりました。

我が国においても、2007年に条約に署名しておりましたが、国内法が未整備であったため、「拙速な批准は避け、国内法の整備を進めるべきだ」との、当事者団体の意見を踏まえて、関係法の整備を進めてきました。私共公明党は、国内法の整備に向けて、当事者団体との意見交換を重ね、障害者基本法の改正、障害者虐待防止法、障害者総合支援法の成立も、主導してまいりました。さらに、2013年6月、障がいを理由にした差別的取扱いの禁止などを盛り込んだ「障害者差別解消法」を成立に導き、そして2014年1月に条約が締結をされました。

この「障害者権利条約」が批准されることにより、差別なき社会に関する世界共通のスケールが日本に持ち込まれ、目標も条約に沿って設定できるようになりました。

しかし、この条約は、障がい者の新しい権利を主張しているわけではなく、障がいのない市民との、生活水準の平等性、公平性を求めており、格差を埋めていくことが、大きな目標となります。

そして、この4月から施行される「障害者差別解消法」についてもこうした法整備の一環であり、差別の禁止を、より具体化するものであります。

本市におかれては、「障害者差別解消法」の施行に当たって、このほど、京都市職員の業務上、サービス上の指針となる、いわゆる「対応要領」が策定をされ、先の教育福祉委員会にも報告をされました。

この法は、行政や民間事業者に対して、障がいを理由とする「不当な差別的取扱い」を禁止し、そして、社会的障壁を除外するための「合理的配慮」を行うことを義務付けており、全庁統一的な考え方のもとで、これに適應するために本市の「対応要領」を策定されたとのことであります。

この「対応要領」を実効性あるものとし、障がいのある人もない人もともに共生できる社会を実現していくためには、理念やビジョンをしっかりと共有し、そのための具体策を、より着実に推進していくことが大切であります。

また、そのことが本市だけでなく、民間事業者も含めた「オール京都」での取り組みにつながっていくものと考えます。そこで、

- 2 特に、障がいを理由に差別的な取扱いを受けた場合に、その状況を受止め、丁寧に相談に応じる仕組みや、本市としての協議機関の具体化も必要であります。

施行の初期段階においては、新たな総合的な相談窓口の設置や専門相談員による関係機関への調整、制度や慣行など構造的な課題に取り組む、推進会議の設置もすべきと考えます。そのうえで、本市の「対応要領」に基づく、新たな実効性ある取組みを、お示しください。〈市長答弁〉

(地域での高齢者の支え合いについて)

次に、高齢者が住み慣れた地域で、暮らし続けられるよう、住民参加型による、多様な地域の助け合いについてお伺いを致します。

本市の高齢者人口は、約 38 万人ですが、いわゆる団塊の世代が全て 75 歳以上となる 2025 年には、43 万人を超え、高齢化率は 30.4%。およそ市民の 3 人に 1 人は高齢者、そして 5 人に 1 人が後期高齢者になると見込まれております。

また、市内の要支援・要介護認定者数は、今、約 8 万人ですが、2025 年には約 3 万人増え、10 万人を超えると見込まれております。
こうした本格的な長寿社会の到来を 10 年後に控え、今から備えを、しっかりとしていく必要があります。

こうした中、高齢者の皆様が、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、住民参加型による多様な地域の助け合いを創出するため、平成 27 年度の介護保険制度改正により、「介護予防・日常生活支援総合事業」、いわゆる、「新しい総合事業」が実施されることとなりました。

これまで、要支援 1・2 に対する訪問介護と通所介護は、全国一律の基準で、介護保険給付として提供されてきましたが、今回の改正により、総合事業については、今ある介護予防サービス事業所によるサービスに加え、市町村が地域の実情に応じて、NPO や住民ボランティアなどによる多様なサービスと併せて提供できるようになります。

総合事業の成否は、地域での受け皿づくりをはじめ、サービス提供体制の確保に、かかっていると言っても過言ではありません。

今ある介護予防サービス事業所はもとより、様々な高齢者支援のサービスを実施している多くの団体から、参画・協力いただけるよう、しっかりと仕組みづくりを進めることが不可欠であります。加えて、多様な団体からの参画を得るためには、報酬や基準などをできる限り、速やかに示していく必要があります。

また、これまでの介護予防は、要支援者に対する機能回復訓練が中心でしたが、これからの介護予防は、地域社会への参加などを通じて、一人ひとりの生きがいや、自己実現につなげていくことが求められております。

門川市長の、市民の皆様との「133 のお約束」の中にも、高齢者の皆様に、活躍して頂くための仕組みづくりがあげられております。

地域には元気な高齢者の皆様がたくさんおられますが、こうした元気な高齢者の皆様が、地域で様々な活動を通して、地域貢献や高齢者自身の介護予防にも、つなげていけるような地域づくりを進めていく必要があります。

そこで、お伺いを致します。

3 28年度は、総合事業の実施に向けた準備を進めるうえで、非常に重要な年であります。

本市の予算案では、「地域支え合い活動創出コーディネーター」の設置や「高齢者の支え合い担い手養成」などの事業費が計上されていますが、29年4月からの新しい総合事業のスタートに向けて、今後、どのように取り組まれていくのか、ご所見をお伺い致します。

＜市長答弁＞

まず、ここまでの、答弁をお願い申し上げます。

～ 分割質問のため、一旦ここで答弁 ～

(ひとり暮らし高齢者の終活課題について)

次に、ひとり暮らしの高齢者の葬儀・納骨などの支援について、お伺いを致します。

本市の市営葬儀は、約11年前に、利用件数の大幅な減少とともに、運営経費の大半が、公費で占められていたことから、「公営葬儀事業の役割・必要性なども含めて、事業そのもののあり方」を見直す検討がされた結果、平成17年4月をもって廃止をされました。

廃止以降は、生活保護受給者の方についても、民間事業者が葬祭扶助基準内での葬儀も行われてきましたが、しかし依然として、所得の低い方への葬祭執行については、配慮が必要ではないかという、お声は、今も根強く残っております。

また、本市には、約8万人を超える、おひとり暮らしの高齢者の方がおられ、ますます増加傾向にあります。

そして、残念なことに、引き取り手がない、ご遺体も年間約40体にのぼっております。

民生委員の方や、町内会の役員の方からも、おひとり暮らしの高齢者の終活課題、いわゆる葬儀、納骨、死亡届出人などについて、あらかじめ相談に、応じてほしいという、ご意見も多くいただいております。

そして、何より、おひとり暮らしの高齢者の方々からは、「死後どうなるのか、葬儀はどうしたらいいのか、非常に不安である！」というお声も、多く聞きます。こういったお声に対して、

4 ゆりかごから墓場までと呼ばれる、福祉サービスの幅を、もうひとつ広げて、ひとり暮らしで、身寄りがなく生活にゆとりがない、ご高齢者の方々の葬儀、納骨、死亡届出人などの終活課題について、あらかじめ解決を図り、生き生きとした人生を送って頂くことを目的とした事業が、今、必要であると考えます。

横須賀市においては、昨年6月より「エンディングプラン・サポート事業」として、ひ

とり暮らしの高齢者の方々の終活課題についての相談事業を始められ、解決策について一緒にプランを立て、これを保管して登録されており、大変好評であると同っております。

そして何より、ひとり暮らしのご高齢者の方々からは、「死後どうなるのか不安だったが、これで安心できる！」というお声も、大変多いそうであります。

本市においても、ひとり暮らしの高齢者の終活課題についての相談事業を開始すべきと考えます。また、葬祭執行にあたり、国保の被保険者が死亡した際に、葬祭費が 5 万円支給されますが、後払いのために葬祭費用の捻出に苦慮されることが多く、申請日支給に、近づけるような仕組みに改めるべきであります。本市としての、ご所見をお伺い致します。＜藤田副市長答弁＞

（青少年の薬物乱用防止対策について）

最後に、青少年の薬物乱用防止の取組みについて、お伺いを致します。

昨年、本市においては、小学 6 年生男子が大麻を使用したとされるショックキングな事案や、高校生の大麻所持容疑での逮捕が相次いで起こるなど、薬物乱用に関する青少年を取り巻く環境は、大変、憂慮すべき状況にあり、未来を担う子どもたちの健全な育成のためにも、学校、保護者、地域、関係機関・団体も含めた連携を強化し、徹底した薬物乱用防止対策が、今、急務となっております。

こうした状況を踏まえて、私共、公明党市会議員団は、昨年の 11 月 20 日に、「青少年の薬物乱用防止対策に関する緊急要望」を本市と、本市教育委員会に対して申し入れを行いました。現在、具体的な申し入れに対して、本市と本市教育委員会においても、着実に取り組みを進めて頂いているところであります。

しかし、私も、保護司として地元山科で活動する中で、薬物乱用に関する青少年を取り巻く環境は、今、大きく変わっていることを実感しております。

日本におけるは薬物乱用の歴史からも、今回の汚染期の問題点は、中学生・高校生を中心とする若者たちの覚醒剤をはじめとする様々な薬物の乱用にあるといわれております。

若者の間では、「薬物乱用は伝染病である」ということであります。集団で行動する彼らの一人が、薬物に汚染されるとあっという間にその集団に汚染が広がっていきます。

いくつかの中学生や高校生に対するアンケート調査の結果を見ても、多くの青少年が、薬物の魔の手が迫ってきていることをはっきりと認識しております。

しかし、その一方で、社会のこの問題に対する意識は、大変希薄であり、多くの人たちが、一部の地域の、一部の若者の問題としてしか、捉えておりません。

子どもたち一人ひとりに、今こそ、薬物を自ら拒む力を育てるべきであります。

そのためにも、予防教育が、大変重要であります。

- 5 現在、小・中・高等学校での「薬物乱用防止教室」を実施していただいておりますが、学校はもちろんのこと、家庭、地域など青少年にかかわる全ての関係機関・団体において、きちんとした予防教育を展開することが、今、求められております。また、予防教育ができる人材の養成も急務であります。

そして、早期発見・早期治療の第2次予防も必要であります。薬物の解毒・断薬の動機づけ・家族への指導・更生プログラムを持った医療機関も必要であります。薬物依存は「病」であり、医療的ケアが、欠かせないわけであります。

次に、社会復帰の第3次予防の取り組みであります。更生施設については、日本では公的なものはなく、民間ではありますが、どこも資金的に厳しく、社会的にも認知されていない状況であります。私たち大人には、全ての子どもたちを笑顔に、幸せにする義務があります。本市における、青少年の薬物乱用に関する、ご認識と、今後の取り組みについて、ご所見をお伺い致します。＜市長答弁＞

以上を持ちまして、私の代表質問とさせていただきます。

私ども公明党議員団は、今後とも生活現場第一で、「小さな声を聴く力」いちばん近くで、動く、働く！議員として、懸命の二字で働いてまいりますこととお誓い申し上げ、質問を終わります。ご清聴、誠に有難うございました。